

指定通所介護サービス事業所及び

指定はつらつシニア支援事業所

デイサービスセンター めぐみの里

重要事項説明書

社会福祉法人 天宣会

デイサービスセンター めぐみの里

〒923-0982 石川県小松市平面町へ133番地1

TEL 0761-22-8226

FAX 0761-22-0126

2024年11月改定

指定通所介護サービス事業所及び  
指定はつらつシニア支援事業所

デイサービスセンター めぐみの里

重要事項説明書

当事業所は介護保険事業者  
の指定を受けています。  
(介護保険事業所番号 1770301057)

通所介護サービスの提供にあたり、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定または要支援認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1 事業者	6 事業所の情報開示について
2 事業所の概要	7 個人情報の取扱いについて
3 職員の配置状況及び勤務体制	8 サービス内容に関する苦情の受付について
4 当事業所が提供するサービスと利用料金	9 サービスの第三者評価の実施状況について
5 緊急時、事故発生時の対応について	

## 1 事業者

法人名	社会福祉法人 天宣会
所在地	石川県小松市松崎町赤場1番1
電話番号	0761-22-8226
FAX番号	0761-22-0126
代表者	理事長 西浦天宣
設立年月日	平成16年9月22日
実施する事業	特別養護老人ホーム めぐみの里 老人短期入所事業「指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所 めぐみの里」 老人デイサービス事業「指定通所介護サービス事業所及び指定はつらつシニア支援事業所 デイサービスセンターめぐみの里」

## 2 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護事業所, 指定はつらつシニア支援事業所
事業の目的	<p>1 指定通所介護事業においては, ご利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより, ご利用者の社会参加の継続を促すこと及び心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>2 指定はつらつシニア支援事業においては, ご利用者が可能な限りその居宅において, 自立した日常生活を営むことができるよう, 必要な日常生活上の支援及び機能向上訓練を行うことにより, ご利用者の心身機能の維持回復を図り, もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p>
運営方針	<p>1 事業所は, 要介護者, 要支援者等の心身の特性を踏まえて, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 入浴, 排せつ, 食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。事業の実施にあたっては, 関係市町村, 地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り, 総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>2 要支援状態にある方に対し, 適正な介護予防支援を提供することにより, 要支援状態の維持, 改善を目的とし, 目標を設定して計画的にサービスを提供します。また, 関係市町村, 地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り, 総合的なサービスの提供に努めます。</p>
事業所の名称	デイサービスセンターめぐみの里
事業所の所在地	石川県小松市平面町へ133番地1
管理者	松村 昇
電話番号	0761-22-8226
開設年月日	令和4年12月26日

通常の事業実施地域	小松市全域, 能美市
利用定員	1日あたり35名(通所介護とはつらつシニア支援事業を合わせた数)
営業日	月曜日～土曜日(12月31日から1月3日までは休業)
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時30分
営業時間(受付時間)	午前8時30分～午後5時30分

### 3 職員の配置状況及び勤務体制

#### 職員の配置状況

職種	員数	備考
管理者	1名以上	常勤にて専ら施設の職務に従事し、職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 (常勤兼務)
介護職員	1名以上	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 (常勤兼務)
看護職員	1名以上	主にご利用者の健康管理や療養上のお世話をを行います。(常勤兼務)
生活相談員	1名以上	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 (常勤専従)
機能訓練指導員	1名以上	ご利用者の心身等の状況に応じ、必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。 (非常勤専従)

#### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービスの概要

サービスの種類	内 容	自己負担額
食事	管理栄養士（栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。	※料金表参照
入浴	毎日実施しています。見守りや直接介助により入浴を提供します。	
排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体機能を最大限活用した援助を行います。	
機能訓練	機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、ご利用者個々に対する機能訓練計画を作成し、日常生活上必要な機能の維持・回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	
送迎	ご自宅と事業所間の送迎サービスを提供します。	

※介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提示ください。負担割合証に応じた金額をご負担いただきます。

##### (2) サービス利用料金

介護保険給付・介護予防給付適用外

区分	金額
食費	1食あたり650円
おむつ代	実費相当額
教養娯楽費	実費相当額

##### (3) 利用料金のお支払方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、その請求書を翌月15日頃に交付いたしますので、これを22日までに事業者が指定する方法でお支払いください。

##### (4) 利用の中止

ご利用者の都合によりサービス利用を中止する場合

- ① 利用日前日の午後5時00分までにご連絡がなかった場合には、食費（650円）をご負担いただきます。※体調不良等、正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- ② 利用日前日の午後5時00分までにご連絡をいただいた場合には、上記ご負担はありません。

## 5 緊急時、事故発生時の対応について

- (1) サービスの提供中にご利用者の容体に変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスを提供する上で事故が発生した場合には、速やかに主治医、ご家族、市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じます。  
また、ご利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 6 非常災害対策について

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成し、年2回ご利用者及び従業者等の訓練を行います。

## 7 事業所の情報開示について

ご利用者に提供した具体的なサービス内容等の記録については、ご利用者からお申し出があった場合に、当事業所にて閲覧することができます。また、必要に応じて複写物を交付いたします。

## 8 個人情報の取扱いについて

- (1) 当施設及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。  
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 当施設では個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて、当法人で規定する諸規則等により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、ご利用者の求めに応じて内容を開示します。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上、使用します。
- (3) 当施設では事業活動にとどまらず地域における活動や社会保障制度の改善のための取組等を行っており、事業所の各種活動・取り組みにおいて、広報をはじめ広く情報を発信するにあたり、ご利用者またはそのご家族の写真（顔写真を含む）を使用させていただく場合があります。写真の使用については予めホームページ及び広報誌等への写真の使用に係る同意書により同意の上、使用します。

9 サービス内容に関する苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付 《TEL 0761-22-8226》

① 苦情解決責任者：特別養護老人ホームめぐみの里 管理者

② 苦情受付担当者：デイサービスセンターめぐみの里 生活相談員

③ 三者委員：永江 <sup>ながえ</sup> 庸悦 <sup>つねよし</sup> 石川県小松市串町チ43  
電話番号 0761-44-2232

にし <sup>にし</sup> サナエ 石川県小松市串町チ12  
電話番号 0761-44-1991

(2) 当事業所以外の苦情申し立て窓口

①石川県福祉サービス運営適正化委員会 石川県金沢市本多町3丁目1番10号  
石川県社会福祉会館2階  
石川県社会福祉協議会内  
電話 076-234-2556  
FAX 076-234-2558

②石川県国民健康保険団体連合会 石川県金沢市幸町12番地1号  
石川県幸町庁舎4階  
電話 076-231-1110  
FAX 076-261-5148

③ 小松市役所 長寿介護課 石川県小松市小馬出町91  
電話 0761-24-8149  
FAX 0761-23-3243

④能美市役所 保険年金課 石川県能美市来丸町1110番地  
電話 0761-58-2236  
FAX 0761-58-2293

10 サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

## 1.1 送迎について

安全で円滑な送迎を提供させていただくにあたり、ご利用者及びご家族のご協力をお願いいたします。

- ① 原則として玄関の中までのお迎え、お送りをいたします。身体的または環境的等な事情がある場合は相談の上、当施設で対応可能な範囲の方法を提供いたします。
- ② お迎え時間を連絡帳または電話にてお知らせいたします。交通事情等により10分以上の遅れが生じる場合は、電話連絡いたします。10分程度の遅れはご容赦下さい。
- ③ 送迎職員到着後、その場で長時間お待ちする事は出来ません。長時間の待機が見込まれる場合は、送迎順の変更等にて対応いたしますのでご容赦下さい。

## 1.2 迷惑行為の禁止

当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。介護現場におけるハラスメントとは、『身体的暴力』、『精神的暴力』及び『セクシュアルハラスメント』を言います。末尾記載の例のとおり。

※介護現場での職員へのハラスメント（以下参照）が全国的な問題になっています。

ハラスメントを防止することで、介護サービスを継続して円滑に利用できるようご協力をお願いいたします。（厚生労働省老健局通達）

### ※介護現場におけるハラスメント

#### 1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

例：○コップをなげつける ○蹴られる ○手を払いのけられる  
○たたかれる ○手をひっかく、つねる ○首を絞める  
○唾を吐く ○服を引きちぎられる

#### 2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：○大声を発する ○サービスの状況をのぞき見する ○怒鳴る ○気に入っている職員以外に批判的な言動をする ○威圧的な態度で文句を言い続ける ○刃物を胸元からちらつかせる ○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する ○ご家族がご利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする ○利用料金の支払を求めたところ、手



渡しせずに、お金を床に並べてそれを拾って受け取るように求められた。

- 利用料金を数か月滞納。「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払いを拒否する
- 長電話で職員を拘束する
- 尿量の測定、体調管理等過度な要求を行う

### 3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

- 例：○必要もなく手や腕をさわる ○抱きしめる ○異性の裸の写真を見せる  
○入浴介助中、あからさまに性的な話をする ○卑猥な言動を繰り返す  
○サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる  
○活動中の職員のジャージに手を入れる

(三菱総合研究所引用)

## 13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(老人福祉施設協議会 モデル重要事項説明書引用)

